

コロナ工業株式会社に対する買取決定について

2011年7月21日

株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011年5月20日に、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行っておりましたが、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

コロナ工業株式会社（以下「対象事業者」という。）

2. 買取決定に係る金額等

- ・ 対象事業者の対象債権の元本総額 4, 557百万円（A）
- ・ うち買取りに係る債権の元本額 656百万円（B）
- ・ うち対象事業者の事業再生計画に従って管理又は処分することについて同意された債権の元本額 3, 902百万円（A－B）

※ 上記（B）の買取りは、①事業再生計画所定の会社分割等により対象事業者から分割承継会社に承継される予定の債権の買取りを指し、この他に、②債権の買取りに代えて、機構が対象事業者に融資を行い、対象事業者が当該資金をもって関係金融機関等に弁済する場合を含みます。

※ 上記各金額は、債権買取り実行時までに変更となる可能性があります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するにあたっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

4. 金融支援額

金融支援依頼総額 2, 337百万円

※ 担保処分が見込額通りに実施されることを前提とした債権放棄額及び本来的には金融支援依頼部分に相当する対象債権の一部につき債権の劣後化（いわゆるデット・デット・スワップ）を依頼するものを含みます。

5. 一般の商取引債権の取扱い

今般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上